

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	子育て支援医療費支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、子育て支援医療費支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子育て支援医療費に関する事務
②事務の概要	加須市子育て支援医療費支給に関する条例及び加須市子育て支援医療費支給に関する条例施行規則に基づき、児童に対する医療費の一部を支給することにより、児童の保健の向上と福祉の増進を図る。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）及び加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号条例」という。）の規定に従い、次の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1) 子育て支援医療費の支給申請に係る事実についての審査に関する事務 (2) 子育て支援医療費の受給資格の登録申請に係る事実についての審査に関する事務 (3) 子育て支援医療費の受給資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
③システムの名称	1. 子育て支援医療費システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

子育て支援医療費支給情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）第9条第2項 ・加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の8の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）第19条第9号 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）第19条第9号 ・加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の8の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども局 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市役所 こども局 子育て支援課 住所:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話:0480-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市役所 こども局 子育て支援課 住所:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話:0480-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次のような対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管する。 ・USB メモリは、事前に許可を得た媒体に限定するとともに、パスワードによる保護等を行う。 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 番号条例第4条第1項及び別表第1 8の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第2項 ・加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の8の項	事後	根拠法令の変更
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第9号	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第9号 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第9号 ・加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の8の項	事後	根拠法令の変更
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	一年ごとの見直し
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	一年ごとの見直し
令和7年1月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	【評価】 十分である 【判断の根拠】 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事前	一年ごとの見直し
令和7年1月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	【最も優先度が高いと考えられる対策】 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 【評価】 十分である 【判断の根拠】 次のような対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管する。 ・USB メモリは、事前に許可を得た媒体に限定するとともに、パスワードによる保護等を行う。 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管する。	事前	一年ごとの見直し